

第8回定例北見市教育委員会会議録
(平成29年8月2日開催)



(平成29年第8回定例北見市教育委員会風景)

北見市教育委員会

平成29年第8回定例北見市教育委員会会議録

1. 日 時 平成29年8月2日(水)
開 会 午後3時00分
閉 会 午後3時24分
2. 場 所 北見市端野総合支所2階 大会議室
3. 教育長 志 賀 亮 司
出席委員 教育長職務代理者 浪 岡 康 二
委 員 横 岡 良志恵
委 員 坂 口 廣 典
委 員 那 須 美由紀
4. 出席職員 学校教育部長 伊 藤 智 則
社会教育部長 佐々木 賢 一
学校教育部次長 皆 川 毅
社会教育部次長 塩 浜 浩 二
指導室長 杉 浦 潤
端野教育事務所長 森 谷 幹 生
常呂教育事務所長 須 藤 勇 一
留辺蘂教育事務所長 安 井 留美代
指導室主幹 橋 本 正 之
指導室主幹 秋 山 康 則
総務課長 阿 部 実
学校教育課長 宮 川 真 一
学校給食課長 武 山 晃 己
生涯学習課長 熊 谷 朋 彦
スポーツ課長 三 上 剛
文化財課長 太 田 敏 量
北見中央公民館長 堀 一 男
北見中央図書館長 石 原 秀 人
端野教育事務所生涯学習課長 安 藤 三 男
常呂教育事務所生涯学習課長 松 橋 和 樹
留辺蘂教育事務所生涯学習課長 大 林 清 司
会議録作成者 大 石 創 三

欠席職員 学校教育部主幹

深瀬 憲 永

5. 傍聴者 2名（うち1名報道関係者）

6. 議 題 議案第1号 北見市立瑞穂小中学校の廃止について
議案第2号 平成30年度に使用する教科用図書の採択について
議案第3号 教育費予算案（9月補正）に同意することについて

※議案第3号は、議会の議決を要する案件のため非公開で審議する。

平成 29 年第 8 回定例北見市教育委員会議事録

(平成 29 年 8 月 2 日開催)

教育長 (志賀亮司) 「ただいまから、平成 29 年第 8 回定例北見市教育委員会を開会いたします。」

教育長 (志賀亮司) 「はじめに、本日の会議録作成者に大石総務係長を指名いたします。」

教育長 (志賀亮司) 「次に、前回の委員会会議録に記載した事項に関して、特に発言がありましたらお願いいたします。」

委員 「ありません。」

教育長 (志賀亮司) 「なし、との発言でありますので会議録は、作成のとおり決定をいたします。
次に、本日の会議録署名委員を指名いたします。
署名委員には、坂口委員、那須委員の両名を指名いたします。」

教育長 (志賀亮司) 「次に、教育行政について報告を求めます。
なお、説明・答弁については、着席のままでの発言を許します。」

教育長 (志賀亮司) 「学校教育部長」

学校教育部長 (伊藤智則) 「学校教育行政執行報告」

教育長 (志賀亮司) 「社会教育部長」

社会教育部長 (佐々木賢一) 「社会教育行政執行報告」

教育長 (志賀亮司) 「ただいま、報告のありました教育行政に対し、ご質疑があれば発言願います。」

委 員 「学校教育部の報告の中で13日に『小学校体育授業在り方検討会議』
(浪岡康二) というものがあり、興味が沸きましたが、どのような内容のものだったのか教えていただきたいと思います。」

指導室主幹 「ただいまの『小学校体育授業在り方検討会議』ではありますが、今年
(秋山康則) 度緑小学校に体育専科教員が配置されました。そのような道内の体育専科教員が一堂に会しまして、道内の児童生徒の体力の状況や今後の授業改善、また現在行っている取組状況の情報交流を行いまして、今後の体育指導における授業改善の在り方について協議を行ったものがあります。以上です。」

教 育 長 「他にご質疑は、ございませんか。」
(志賀亮司)

委 員 「ありません。」

教 育 長 「質疑が了しましたので、以上で教育行政についての報告を了しま
(志賀亮司) す。」

教 育 長 「次に、議案第3号『教育費予算案（9月補正）に同意することにつ
(志賀亮司) いて』は、議会の議決を要する案件でありますことから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書きにより、非公開で審議することといたしたいと思います。これに、ご異議ございませんか。」

委 員 「ありません。」

教 育 長 「異議なしと認めます。よって、議案第3号は、非公開で審議するこ
(志賀亮司) とに決しました。」

教 育 長 「それでは、本日提案されております議案の審議に入ります。
(志賀亮司) 議案第1号『北見市立瑞穂小学校及び北見市立瑞穂中学校の廃止について』を議題といたします。議案第1号について、事務局の説明を求めます。」

教 育 長 「留辺薬教育事務所長」
(志賀亮司)

留) 教育事務所長 「それでは、議案第1号『北見市立瑞穂小学校及び北見市立瑞穂中学校の廃止について』ご説明を申し上げます。議案書1ページをお開きください。

この件に関しましては、平成27年7月23日に瑞穂小学校及び瑞穂中学校の閉校と、閉校に伴う留辺薬小学校並びに留辺薬中学校への通学移行についての要望書が、瑞穂小中学校PTA会長及び瑞穂地区自治連合会会長連名で提出され、平成27年8月5日の定例教育委員会において、ご報告をさせていただいているところでございますが、その後の経過を改めてご説明申し上げます。

瑞穂小中学校の閉校に係る瑞穂地域との協議につきましては、瑞穂小中学校PTA・瑞穂地区自治連合会などで結成された『瑞穂地域を考える会』と5回にわたり懇談を行い、閉校後はスクールバスで通学することで了解を得たほか、現校舎・体育館の閉校後の利活用はしないこと、また閉校後の校舎周辺の維持管理の要望が確認されたところでございます。今年度におきましては、瑞穂小学校と留辺薬小学校交流事業なども実施され、瑞穂小中学校閉校式につきましても、PTAと自治連合会で結成した協賛会を中心に閉校式及び『思い出のつどい』の準備を進めているところでございます。

こうした経過から、瑞穂小学校及び瑞穂中学校につきましては、平成30年3月31日をもって閉校とする決定をいたしたく、お諮りするものでございます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。」

教 育 長 「説明が了しましたので、これより質疑に入ります。
(志賀亮司) ご質疑があれば発言願います。」

教 育 長 「ご質疑ございませんか。」
(志賀亮司)

委 員 「ありません。」

教 育 長 「質疑が了しましたので、お諮りいたします。議案第1号について、
(志賀亮司) 原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。」

委 員 「ありません。」

教 育 長 「異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。」
(志賀亮司)

教 育 長 「次に、議案第2号『平成30年度に使用する教科用図書の採択につ
(志賀亮司) いて』を議題といたします。議案第2号について、事務局の説明を求め
めます。」

教 育 長 「学校教育課長」
(志賀亮司)

学校教育課長 「議案第2号『平成30年度に使用する教科用図書の採択について』
(宮川真一) ご説明申し上げます。議案書は3ページから6ページ、資料は別冊の
『小・中学校特別支援学級教科用図書（一般図書）』と記載されたもの
でございます。議案書の4ページをお開き願います。

小中学校の教科用図書につきましては、現在使用中の教科書が発行されなくなるときなど、文部科学省令で定める特例事項に該当した場合を除き、4年間、同一の教科書を使用しなければならないと定められているところであります。このため、北見市において、平成30年度に使用する小学校の教科用図書につきましては、特例事項に該当する事由がないことから、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条の規定により、平成26年度に採択され、平成27年度から使用している教科用図書、議案書の4ページ一覧表のとおり、教育委員会の採択を求めるものでございます。

次に、議案書の5ページをご覧ください。平成30年度に使用する中学校の教科用図書につきましては、小学校と同様に、特例事項に該当する事由がないことから、平成27年度に採択され、昨年度から使用している教科用図書、議案書の5ページ一覧表のとおり、教育委員会の採択を求めるものでございます。

次に、議案書の6ページをお開き願います。小中学校の特別支援学級において使用する教科用図書についてであります。児童生徒の障がいの状態や指導計画を踏まえ、当該学年の文部科学省検定済み教科書を使用することが適当でない場合は、下学年用の教科書又は文部科学省著作教科書、若しくは、一般図書の中から採択することができると定められております。このうち、議案書の6ページの一覧表につつま

しては、特別支援学級知的障がい用の文部科学省著作教科書であります。また、別冊の『小・中学校特別支援学級教科用図書（一般図書）』につきましては、学校教育法附則第9条に規定する教科用図書として一般図書を採択する場合にあたり、北海道教科用図書選定審議会の答申に基づき、北海道教育委員会が採択参考資料として作成したものであります。平成30年度に特別支援学級において使用する教科用図書につきましては、議案書6ページの一覧表及び別冊の一般図書採択参考資料に掲載の図書と同じものを使用することとして、教育委員会の採択を求めるものでございます。以上でございます。」

教 育 長 「説明が了しましたので、これより質疑に入ります。
(志賀亮司) ご質疑があれば発言願います。」

教 育 長 「ご質疑ございませんか。」
(志賀亮司)

委 員 「ありません。」

教 育 長 「質疑が了しましたので、お諮りいたします。議案第2号について、
(志賀亮司) 原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。」

委 員 「ありません。」

教 育 長 「異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。」
(志賀亮司)

教 育 長 「次に議案第3号については、先程決しましたように、非公開で審議
(志賀亮司) することといたしますが、審議に入る前に事務局よりその他の報告事項があれば発言願います。」

学校教育部長 「ございません。」
(伊藤智則)

教 育 長 「なければ、議案第3号の審議に入ります。
(志賀亮司) 暫時休憩いたします。」

※議案第3号は、議会の議決を要する案件のため非公開で審議。

教育長 「以上で、本日付議された案件は、全て議了いたしました。
(志賀亮司) これにて、平成29年第8回定例北見市教育委員会を閉会いたします。」